

電子契約サービス導入・運用業務委託 公募型プロポーザル説明書

第1 趣旨

本説明書は、電子契約サービス導入・運用業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

第2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

電子契約サービス導入・運用業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「電子契約サービス導入・運用業務委託に係る企画提案仕様書」に記載のとおり

(3) 委託上限額

7, 568, 000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

※本上限額は、奈良県が業務委託に要する費用のみで、共同調達する県内市町村の費用は含まない。

本業務の実施については、令和7年度以降の歳入歳出予算成立を条件としているため、予算成立状況により、受託者に支払うべき委託料が減額又は削除された場合は、委託契約の変更又は解除を行うものとする。なお、この場合においてもプロポーザルに要した費用を請求することはできない。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和11年3月31日（土）まで

(5) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課 調達契約係

TEL：0742-27-8908

FAX：0742-26-2412

E-mail：G0180004@office.pref.nara.lg.jp

第3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目Q2「役務の提供（電算業務）」又はQ7「役務の提供（諸サービス）」で登録されている者であること。（企画提案書提出時点において、当該登録が認められていれば可とする。）

(4) 過去5年間(令和元年度から令和5年度末)において、国又は地方公共団体から同種又は類似する業務を受託し、誠実に履行した実績を有するものであること。

※同種業務とは、共同調達での電子契約サービス導入及び運用業務とし、運用開始から1年間以上継続して運用している業務とする。類似業務とは、電子契約サービス導入及び運用業務とし、運用開始から1年間以上継続して運用している業務とする。

第4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合、事前に参加申込書を提出のうえ、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。提出方法は、持参または郵送によることとし、郵送による場合は、書留郵便又はレターパックによるものとし、提出期限必着とする。

なお、提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適切な場合は非選定の通知を行う。

1. 参加申込書等の提出

(1) 提出期間

令和6年5月7日(火)から令和6年5月21日(火)まで

(開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。)

(2) 提出場所

第2(5)担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参または郵送(書留郵便又はレターパック)に限る。郵送の際は、封筒に「電子契約サービス導入・運用業務委託 公募型プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きすること。

(4) 提出書類

以下の書類各1部(いずれもA4サイズとする。)

- ・公募型プロポーザル参加申込書【様式1】
- ・会社概要及び類似事業受注実績【様式2】

(5) その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに第2(5)担当部局に連絡するとともに、辞退届【様式7】(A4サイズ)を提出すること。

2. 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和6年5月22日(水)から令和6年5月28日(火)まで

(開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。)

(2) 提出場所

第2(5)担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便又はレターパック）に限る。郵送の際は、封筒に「電子契約サービス導入・運用業務委託 企画提案書在中」と朱書きすること。

(4) 提出書類

以下の（ア）～（エ）の書類各9部（正本1部・副本8部）

※正本1部には事業者（会社）名を記載し、副本8部には事業者（会社）名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

(ア) 企画提案書（表紙）【様式4】

事業者欄、担当者欄は正本のみに記載すること。（以下、各様式において同じ。）

(イ) 企画提案書（本体）【任意様式 A4サイズ 両面印刷可】

図や表を含め（i）～（ii）を20ページ以内で作成すること。（ただし、両面印刷は2ページと数える。）また、文字サイズの標準サイズは10.5 pt以上とすること。（図中等やむを得ない場合はこの限りではない。）

(i) 目次

- ・本文の項目及び頁を記載すること。

(ii) 本文

① 業務内容の理解度

- ・業務目的を理解し、実施方針を明確に示すこと。

② システム内容

- ・利用者が直感的に操作可能であり、導入自治体ごとにアカウントの権限や閲覧制限等の設定を柔軟に対応できるサービスを提案すること。
- ・本業務委託契約終了後の契約書データの取扱いについて、本県における契約事務の継続性を損なわないための具体的な提案をすること。
- ・情報セキュリティ管理・運用にかかる認証資格を取得しており、必要な対策が確保され、信頼性が確保されていることを明示すること。

③ 導入支援

- ・内部運用ルールの策定や例規改正、業務フローの作成について専門的な知見に基づいた適切な支援内容を提案すること。
- ・操作研修・説明会、各種マニュアルの提供、導入中のシステムトラブル対応等の支援内容を提案すること。また、提案内容の実施回数や内容を具体的に記載すること。

④ 実施体制及びスケジュール

- ・サービス導入までのスケジュールを進捗管理方法を含め記載すること。
- ・導入及び運用について、問合せ等の対応や運用方法を具体的に提案すること。
- ・統括責任者含め本業務従事予定者の体制について記載すること。

⑤ その他（共同調達）

- ・共同調達市町村との情報共有を円滑に行う方法を具体的に提案すること。
- ・単独調達ではなく、共同調達をすることによるスケールメリット等を県及び市町村それぞれが得られる内容を提案すること。
- ・各自治体の要望（LGWAN環境、職員向け操作説明会、例規改正支援など）に応じたプランを用意し、それぞれの導入支援・運用にかかる内容及び金額を明示すること。

⑥ その他（独自提案）

- ・県内の未導入市町村への拡大方法を具体的に提案すること。
- ・競合他社との差別化・優位性等、提案者としてのアピールポイント

(ウ) 委託業務実施体制【様式5】

企画提案書（イ）（ii）④実施体制 に記載した従事者が担当する業務及び経験年数、実績等について記載すること。

(エ) 見積書【様式6】

- ・提案内容にかかる見積金額を記載すること。
- ・見積金額の内訳を必ず記載すること。

※本見積書は、奈良県が業務委託に要する費用のみで作成すること。

※類似業務受注実績【様式2】については、第4の1. 参加申込書等の提出時のものを使用するため、企画提案書提出時には添付しないこと。

(5) その他

- ・参加事業者1者につき1提案とすること。
- ・提案する企画にかかる費用の総額は「第2（3）委託上限額」を越えないものとする。
- ・一度提案された「企画提案書」は、書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできない。

第5 企画提案に関する質問の受付及び回答

1. 質問の受付

- ・受付期間：公告日から令和6年5月14日（火）午後4時まで
- ・質問方法：質問票（様式3）により、電子メール又はFAXで第2（5）担当部局へ送付すること。また、送付後に受信確認の電話をすること。（口頭又は電話での問合せは受け付けない。）
- ・質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。
- ・電子メールでの送付の場合は、件名に「電子契約サービス導入・運用業務委託質問票の送付」と表記すること。

2. 質問への回答

- ・回答日時：令和6年5月16日（木）午後4時（予定）

- ・回答方法：奈良県会計局総務課ホームページに掲載する。

HPアドレス：<https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12700>

※質問者への個別の回答は行わない。

※公表の際、質問者名は明示しない。

第6 委託事業者の選定

1. 企画提案書等の評価

(1) 企画提案書等の評価は、電子契約サービス導入・運用業務委託プロポーザル選定審査会（以下「審査会」という。）において、別表評価基準に基づき公正に審査を行うものとし、審査は非公開で行う。

(2) 提出のあった提案書等は、審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

(4) 審査会は、以下を予定しているが、詳細については、対象者に対して個別に通知する。

① 日時：令和6年5月31日（金）10：00～（予定）

② 場所：奈良県庁6階入札室（対面での実施）

③ ヒアリング時間：プレゼンテーション（20分）、質疑応答（15分）

(5) 審査会には、統括責任者等の業務全体を把握する立場にある者（必ず出席）、予定担当者（必要に応じて出席）が出席することとし、計3名までの出席を認める。

2. 最優秀提案者の選定

企画提案書は、審査会において評価点方式による順位付けを行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。また、合計得点の総計が同点の場合は、「導入支援－システム内容－その他（共同調達）－その他（独自提案）－実施体制／スケジュール－業務実績－価格－業務内容の理解度」の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。

提案者が1者の場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上を獲得した者で、かつ、審査会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。

なお、参加資格を有する参加申込者が多数の場合は、審査会に先立ち、書類選考を行う場合がある。

3. 事業者との契約

(1) 最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行う。

(2) 選定されて者は、通知があり次第、県担当者と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。

- (3) 当企画提案書でなされた有効な提案については、県の指示のもと、必ず実施すること。
- (4) 採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正又は変更を行う場合がある。
- (5) 契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
- (6) 最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記⑥に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第7 その他

- (1) 提案書等および契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類は、本業務最優秀提案者の選定以外に事業者が無断で使用しないものとする。

る。ただし、最優秀提案者として選定された事業者の提出書類については、最優秀提案者選定後、一定期間、ホームページでの公表等に使用することがある。

- (3) 提出書類は、最優秀提案者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) 本公募型プロポーザルに要した費用については、全て事業者が負担するものとする。
- (6) 本公募型プロポーザルの実施は、最優秀提案者の選定を目的とするものであり、契約後においては、県と協議を重ねながら計画策定を行うことになるため、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (7) 契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務内容を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うものとする。
- (8) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行うことを了知すること。
- (9) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。